

今後の都市デザイン行政について

横浜市では 1971 年都市デザインの専門部署を設置して以来、これまで、都心部、郊外部で魅力的な空間形成を進めてきています。

一方、東日本大震災以降、人々の価値観や考え方が変わり、都市を取り巻く環境も大きく変わってきており、環境と創造、安全や快適性、暮らしやすさと人のつながりなど、都市は、多面的な価値を求められています。

今まで積み重ねてきたものをさらに活かし、市民の皆様が集い、より愛し、誇りに思える豊かさと活力ある都市をつくるため、より一層、都市デザイン活動を進めていく必要があります。

そこで、横浜市都市美対策審議会において「今後の都市デザイン活動」について議論を行い、概ね 2 年間で、提言としてまとめていきます。

□進め方

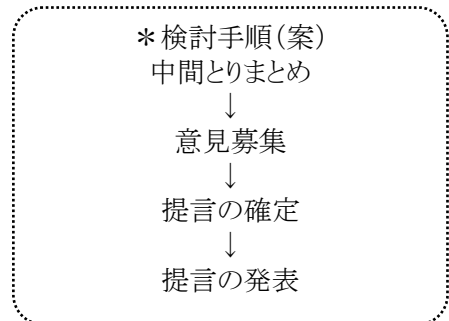
- ・概ね 2 年間で、「今後の都市デザイン活動」について提言としてまとめます。
- ・横浜市都市美対策審議会政策検討部会での議論及び、横浜市都市美対策審議会において議論していきます。

<23 年度>

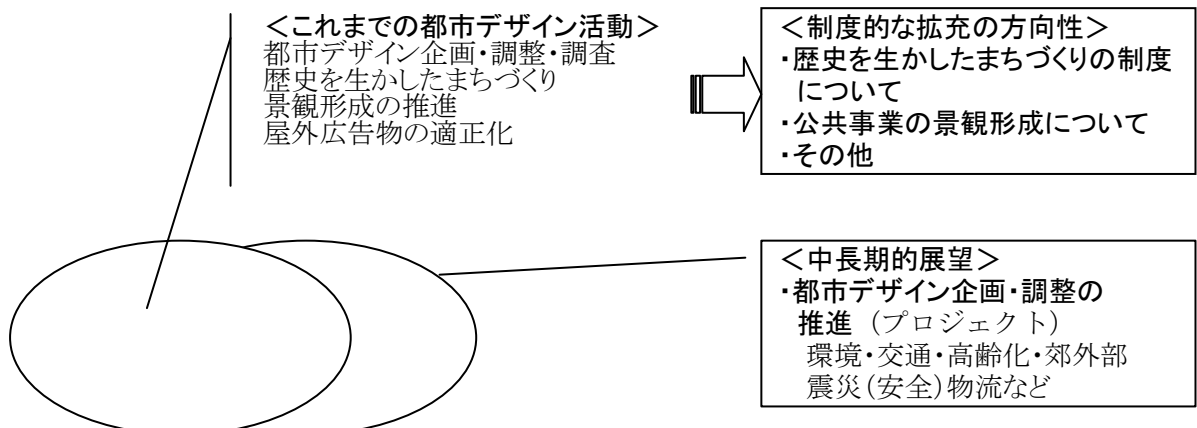
- ・都市デザイン行政の取組状況について報告
- ・今後の都市デザイン行政について検討

<24 年度から 25 年度>

- ・提言の取りまとめ



<横浜市の都市デザイン活動(イメージ)>



□第1回政策検討部会開催概要

I 開催概要

1 日時 平成24年1月18日(水) 午後2時から午後4時まで

2 議事

- (1) 政策検討部会の検討項目と進め方
- (2) 都市デザイン行政の取組状況
- (3) 今後の都市デザイン行政について
 - ア 制度的な拡充の方向性
 - (ア) 歴史を生かしたまちづくり制度の見直し
 - (イ) 公共事業の景観形成
 - イ 中長期的展望

II 主な意見

- ・これまでの都市デザイン活動と視点を変えた取組が必要ではないか
- ・「もの」としての姿・かたち・空間を整える取組も継続する一方で、「こと」を中心に価値を再定義していくべきではないか
- ・歴史や景観などの制度は実行に必要なものではあるが、制度で縛りすぎると創意工夫の余地がなくなるので、そのバランスが難しい
- ・様々なガイドラインは基本的なもの、最低限の条件を示すものとして存在意義があるが、加えて設計者や施工者の創意工夫の力量を上げることが、本来の目的の達成につながるというものであることを意識し、そのことを発信して行くべきではないか
- ・横浜は他の都市に比べ、商業だけでなく居住地としても大きい比率を占めているので、そこで暮らす一般市民の方に向けてもっと発信していくべきではないか
- ・都市デザインを含めて次の時代の非常に大きな文化施策を立てるようなことを検討してはどうか
- ・ライフスタイルのデザインを提案してはどうか
- ・何か大きな目的が横浜に人を集めるという考え方で整理してはどうか
- ・昔の都市デザイン室のような多様なものを取りまとめて推進するパワーを取り戻す必要がある
- ・都市デザイン室がこれまでに取り組んできた事例を見直し、活動の成功と失敗を検証して次の取組を検討することも行うべきである

III 進め方

- ・平成24年度から2年間程度で提言を取りまとめる予定
- ・政策検討部会において案を作成し、都市美対策審議会において議論していく

歴史を生かしたまちづくり制度の見直し検討について

「歴史を生かしたまちづくり要綱」は昭和63年に制定されたもので、歴史的建造物の保全活用に取り組む自治体独自の制度としては、全国でも先駆的なものでした。その後、助成限度額の増額や耐震改修助成の追加などの部分的な見直しをしながら制度を運用し、現在、認定建造物81件となっています。

一方で、近年の旧横浜松坂屋等の認定解除といった事案では、実質的には所有者との合意による強制力をもたない契約行為となっている要綱による制度の限界も指摘されているところです。また、「歴史を生かしたまちづくり」の取組によって要綱制定時に比べて、市民の理解や意識が向上してきているなか、市民協働を充実していく必要があります。さらには、文化・観光等による地域の活性化など、まちづくりの視点から歴史的建造物の保全活用をさらに進めていくことも求められています。

そこで、次のような視点・方向性で歴史を生かしたまちづくり制度の見直し検討を進めていきます。

1 見直し検討の視点・方向性

(1) 多様な保全活用手段の確保と活用の促進

- ・ 景観制度などを活用した法的な担保性の高い制度の導入
- ・ 活用を進めるため、個々の歴史的建造物の状況に応じた保全活用が実現できるような制度整備
例：建築基準法の柔軟かつ適切な運用（神戸市）
- ・ 所有者の実状や文化・観光など地域の活性化に資する活用などに対応した支援の充実、など

(2) 市民協働による保全活用の仕組みの検討

- ・ 保全活用方法の検討や良好な維持管理へ向けた所有者と市民の力のコーディネート
- ・ 人材育成や活動支援
- ・ 市民とともに保全活用を進めるための基盤づくり、など
例：プラットフォームづくり、トラスト、ファンドなど（東京都歴史まちづくファンド）

(3) 歴史的建造物を核とした景観形成、まちづくりの更なる推進

- ・ 景観地区での位置付けや道路、公園等の整備と連携した歴史的景観の形成
- ・ ライトアップなどによる歴史的建造物の魅力向上と、地域の活性化やまちづくりにつながる活用方策の検討、など

2 景観制度と連携した歴史的建造物の保全活用制度の事例

神戸市では、都市景観条例による景観形成重要建築物等制度によって歴史的建造物の保存活用を進めてきています。建造物の保存と活用を、より一層進めるため、景観形成重要建築物制度を改正し、平成23年1月から施行しています。

この制度では、外観の保存したうえで、内部空間の保存活用についてきめ細かい対応をしながら内部の活用を促すため、保存活用計画を策定し、あわせて、安全性の確保等と保存活用のバランスを取りながら、建築基準法の適切な運用を図ることとしています。

平成23年3月には、旧神戸生糸検査所がこの制度による初めての指定を受けており、「デザイン都市・神戸」のシンボルとなる“創造と交流”の拠点などとして活用するための改修工事が進められています。

(裏面に続く)

(神戸市の景観形成重要建築物等制度改正の概要)

【改正前】

制度		指定文化財(文)	←.....→	景観重要建造物(景)		景観形成重要建築物(神)	
現状 変更 制限	外観	許可					届出
	内部	許可	←.....→	届出		届出	
建築基準法		全面適用除外	隔たりが大きい	一部適用除外 (外観にかかる部分)		全面適用	



保存すべき部分は規制し、それ以外は活用を促す。

【改正後】

制度		指定文化財(文)	景観形成重要建築物(神) 保存活用計画策定	景観重要建造物(景)		景観形成重要建築物(神)	
現状 変更 制限	外観	許可					届出
	内部	許可		届出		届出	
建築基準法		全面適用除外		一部適用除外 (外観にかかる部分)		全面適用	

公共事業の景観形成について

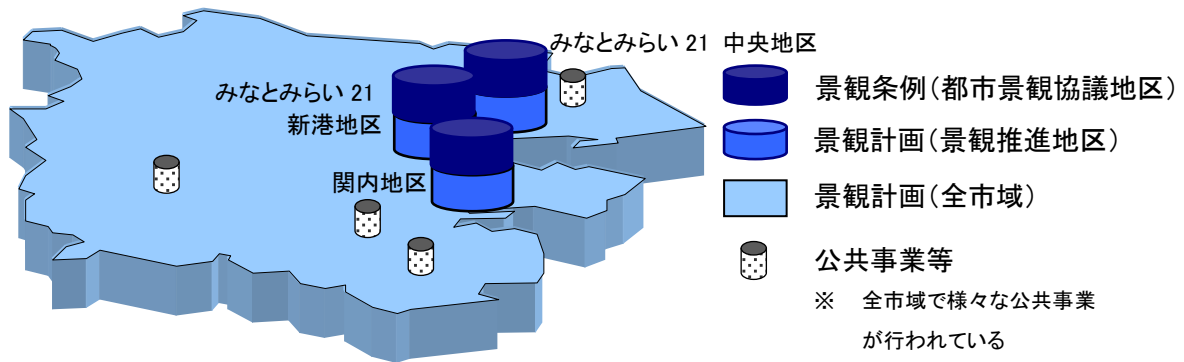
1 公共事業の景観形成の現状

現在、横浜市では、全市域にかかる横浜市景観計画と、横浜の顔となるような地区では、「横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例」に基づき、きめの細かい景観形成に取り組んでいます（都市景観協議地区）。

景観づくりの羅針盤となる「横浜市景観ビジョン」には、景観形成に関する行政の取組として、公共施設のデザイン調整が掲げられています。

また、23年6月には、国土交通省から『景観形成ガイドライン「都市整備に関する事業」』の策定についての通知があり、公共事業の積極的な景観形成が求められています。

これらの状況を踏まえて、横浜市では、地区の特性に合った公共事業の景観誘導のルールづくりについて検討を進めていきます。



2 検討の視点

- ・ 地区の特性に合った公共施設等の景観誘導のルールを検討します。
- ・ 公共事業のデザインを誘導し、行政自ら先導的な役割を担います。

景観形成ガイドライン「都市整備に関する事業」の策定についての通知（国土交通省）

（抜粋）

平成16年5月景観緑三法案の国会附帯決議で「公共事業実施の景観形成ガイドラインの作成等を早期に行うこと」とされる。

1 策定趣旨

良好な都市の景観形成の実現にあたっては、公共事業などにおける特別なグレードアップとして実施するのではなく、景観形成そのものを事業実施の際に原則として重視すべき要素として扱う。

2 位置づけ

- ・ 地方公共団体は、都市整備に関する事業実施において、積極的に良好な景観形成の推進に努める必要がある
- ・ 景観緑三法案の国会附帯決議を受けて策定されたものであり、市街地再開発事業、土地区画整理事業、街路事業、都市公園事業、下水道事業、都市再生整備計画事業などの都市整備に関する事業が対象
- ・ 地方自治法第245条の4の規定に基づく技術的な助言の性格を有するもので、その活用については地方公共団体の判断にゆだねられる。

今後の都市デザイン行政について

1 概要

シンポジウムでは、取組のための体制作り及び新しい着眼点について様々な意見が出されました。環境問題や災害に対する安全性の確保、都市の骨格となる物流や産業などについて、取り組むべきテーマが示されました。

これらは、既に行政において検討を始めているものもあり、都市デザインの視点を加え、よりよい成果を求めていく必要があります。

そこで、それぞれのテーマの最新の研究や活動について専門家、活動家などから話を伺い、今後取り組むべきテーマについて検討しています。

2 シンポジウムでの議論

(都市美対策審議会 113 回資料の再掲)

(1) 概要

- ア 件名 横浜の都市デザイン活動の40年とこれから
- イ 日時 平成23年7月30日(土) 13:00-16:30
- ウ 場所 ヨコハマ創造都市センター3F
- エ 参加者 学識経験者、専門家、市民、行政職員など 168名(うち聴講者118名)

(2) 議論の内容

ア これからの都市デザインに求められること

○コミュニティとのかかわり

- ・人間同士のつながりをつくっていく役割があるのではないか
- ・都市は住む人々のためのものであり生活が中心、投資対象ではない
- ・地域経営のプロとしての市民と空間づくりの専門家、行政のかかわり方
- ・専門家にはハードとソフトの両方を統合していく力が必要
- ・市民が主役で専門家や行政がサポートし地域をマネジメントする仕組みづくりも重要

○多様な議論の継続

- ・かつてより多様な要素が重なってきている
- ・都市デザイン以外の専門性を持つ人々との議論や交流が必要

○推進組織

- ・企業、専門家、行政が連携しかつ自由に活動できるように、行政外部に専門性を持った組織が必要(海外に複数事例がある)
- ・かつてのUDCY(アーバンデザインセンター横浜)のような組織があると良い
- ・日本においては、外部の専門家組織よりも専門家や市民がネットワークを作り事業を作っていく組織があるべきではないか

イ 横浜の都市のあり方に関すること

- ・環境問題には、エネルギーデザインが鍵となり、個別に対処するのではなく都市の作り方やインフラなど都市構造のデザインによって対応していくべきである
- ・天災に対する安全性の前提があり、そのうえで楽しい、美しいまちであることも重要
- ・都市の根源でありながら少し離してきた産業や物流をどうしていくのか
- ・50年後のような長期を見すえた計画は、専門的かつ先鋭的に考えるほかない
- ・六大事業を引き継ぐような新六大事業とは何か

ウ 今後の取組

- ・市民、専門家、企業、大学の連携・交流によって広く英知を集め、観光、文化など様々なテーマに対し、新しい都市像を提案・提言していく
- ・人と人とのつながりを豊かにしていくため、地域の魅力を高めていく実践的な都市デザインを強化していく

(裏面に続く)

3 ヒアリングの実施

(1) 苦瀬 博仁 (くせ ひろひと) 氏

東京海洋大学海洋工学部流通情報工学科 教授
(元) 横浜港長期ビジョン検討調査委員

[ヒアリング内容] 都市を支える物流

- ・都市計画では人間の動きについては研究が進んできたが、人間を支える食糧や日用品を運ぶトラックの動きは検討されていない
- ・具体的な建築計画でもトラック駐車や荷さばき、ビル内での移動などが考慮されず、結果として人間が活動しやすいまちとなっていない事例が多い
- ・いくら建物をデザインし歩道の舗装を工夫してもトラックがたくさん通り駐車される場所はそれでよい景観というのか
- ・物流は骨格、表面に見えないように仕組みをデザインするものであり、このようなプロの仕事は市民に分かりにくいかもしれないが、長期的な視点の業務として進めなければならない

(2) 三輪 律江 (みわ のりえ) 氏

横浜市立大学大学院(国際総合科学群) 准教授
大学コンソーシアム横浜、都市マス改定委員、建築審査会委員

[ヒアリング内容] 少子高齢化、都市の縮小化

- ・多世代で居住できるまちを継続させることが重要で、「同居でなく近居」や少ない世代の呼び込みなどいろいろ方法はあるので、選択肢があることが大事
- ・子育ては親へのサービスではなく子どもが地域で生活していくことが重要で、子どもへのサービスであるといったことや、郊外の住宅地は戦略的にすすめることで魅力的なものになる可能性がある
- ・都市マスの委員会の議論でも、概念的なコンパクトシティでなく、横浜型コンパクトシティを考えるべきだという意見が出ている
- ・これまで郊外は環境の良さで選択されてきたが、これからの子育て世代がどういう選択をするのか
- ・ニーズは、直近の状況に応じた意見なので、行政はニーズだけを聞いてはだめだ。

(3) 佐土原 聡 (さどはら さとし) 氏

横浜国立大学大学院都市イノベーション研究院 教授
横浜市経営諮問委員

[ヒアリング内容] エネルギーデザイン

- ・環境問題を日々の暮らしの問題ととらえ、前向きに将来を考えて今から改善策に手をつけ、それがまた自分たちの生活にプラスとなるという実感をもつことで市民の行動も呼び起こしていくことでなければ、解決していかない。
そのためには科学的根拠を整理して戦略を立ててはじめる必要がある。
- ・人口が減少したり集約されていくようになると空地が広がってくるが、そこをいかして生態系や水の確保のようなことをどのように行っていくかを考えなければならない
- ・都市は中山間地域や国外の資源を使って成立していることを意識し、双方が質の高いものであり続けるしくみを考えなければならない